

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講期限早見表【令和6年度版】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（旧カリキュラム修了者の場合は初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

年限までに更新研修を修了しなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。

実践研修（旧カリキュラム修了者の場合は初回の更新研修）修了年度別の更新研修受講年限は次のとおりです。

※黄色…令和6年度が受講期限

※ピンク…令和7年度が受講期限

◆ 旧カリキュラム（平成18～30年度）修了者

初回更新研修修了年度	更新研修2回目（この間で1回以上修了）	更新研修3回目（この間で1回以上修了）	更新研修4回目（この間で1回以上修了）	更新研修5回目（この間で1回以上修了）
令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度
令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度

◆ 新カリキュラム（令和元年度以降）修了者

実践研修修了年度	更新研修1回目（この間で1回以上修了）	更新研修2回目（この間で1回以上修了）	更新研修3回目（この間で1回以上修了）	更新研修4回目（この間で1回以上修了）
令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度

※更新研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

受講要件	① 更新研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）・管理者・相談支援専門員の実務経験がある ② 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）・管理者・相談支援専門員として従事している
------	---